

**■労働関係指標【令和5年2月値】**

完全失業率 (季節調整値)	<b>2.6%</b> (前月に比べて0.2ポイント増加)	有効求人倍率 (季節調整値)	<b>1.34倍</b> (前月に比べて0.01ポイント低下)
就業者数 (季節調整値)	<b>6,714万人</b> (前年同月比9万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与並びに原数値)	<b>276,857円</b> (前年同月比0.8%増)

**Topics 1. 令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります。**

令和6年4月より施行される有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部改定が厚生労働省より令和5年3月30日に公示されました。有期契約労働者の無期転換申込権のより活発な権利行使などを目的とした改定となっています（無期転換申込権については2017年2月号\_Vol.168裏面をご確認ください）。今回は新しく追加される明示事項について解説いたします。

**Point1 新しく追加される明示事項**
**①就業場所・業務の変更範囲**

これまで「就業の場所および従事すべき業務に関する事項」は明示事項でしたが、雇入れ直後の就業場所・業務を明示すれば足りると解釈されてきました。しかし今回の改定により、将来変更する可能性の範囲についても明示する必要があります。明示の内容については、就業場所・業務の範囲が限定されている場合にはその内容を、特に限定がない場合でも「会社の定める事業所」などと明示することが考えられます。

**②更新上限（有期労働契約の通算期間又は更新回数の上限）の有無と内容**

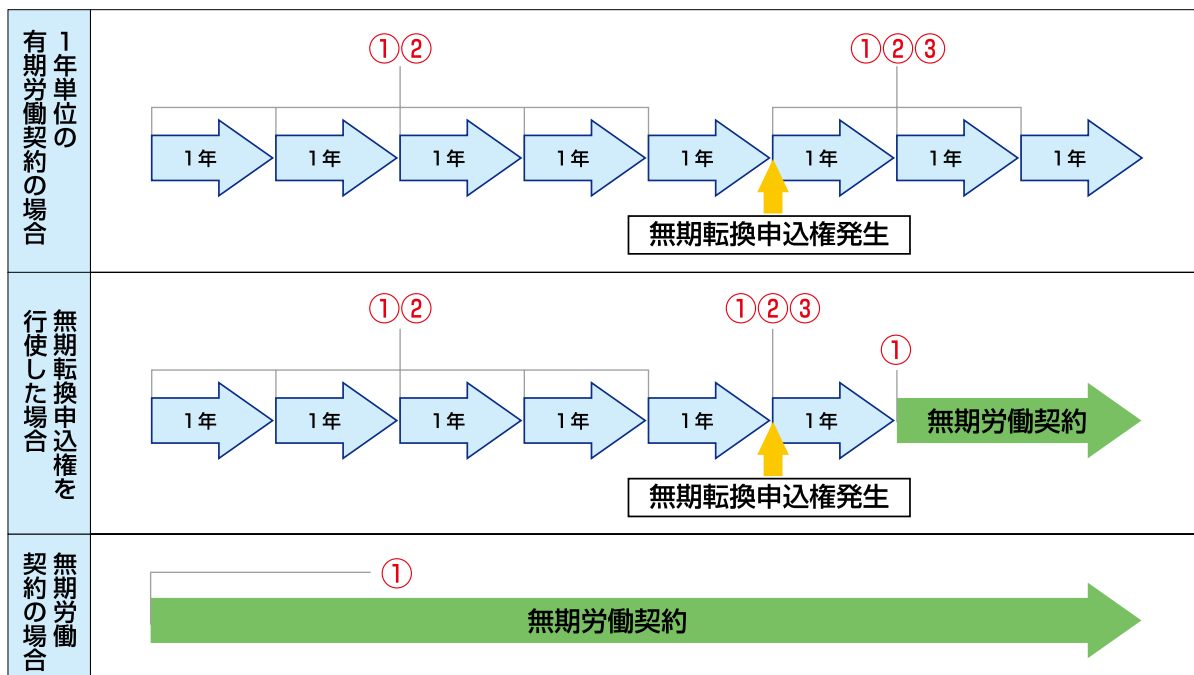
最初の契約締結以降に「更新上限を新たに設ける」又は「更新上限を短縮する」場合には、あらかじめその理由について労働者に説明する必要があります。

**③無期転換申込機会・無期転換後の労働条件**

初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約の締結時だけでなく、それ以降に有期労働契約を更新する場合にも毎回明示する必要があります。「無期転換後の労働条件」は、期間の定めのほか、賃金や労働時間など書面で明示すると定められている事項については書面の交付が必要です。また、無期転換後の労働条件については就業の実態に応じて待遇の均衡を考慮することが求められており、その事項については、労働者に説明する努力義務が定められています。

**Point2 明示が必要なタイミング**

今回新しく追加された明示事項の明示が必要なタイミングは以下の通りです。



令和6年4月施行のためまだ時間はありますが、労働契約書や無期転換後の労働条件通知の形式等について事前に確認し、準備を進めていく必要があります。労働条件通知書のモデル (<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001080104.pdf>) が厚生労働省より公開されています。そちらを参考に準備を進めていただければと思います。

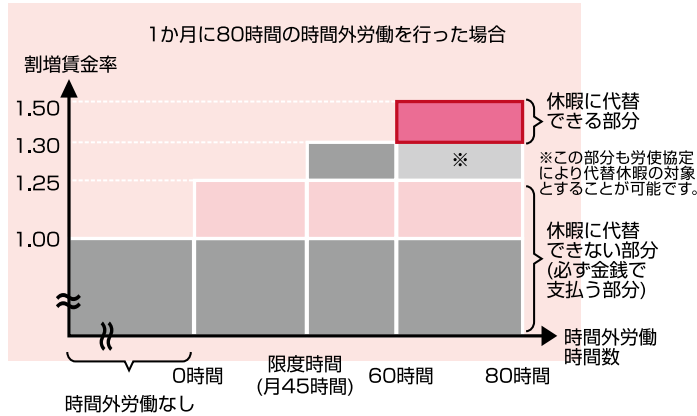
## Part 2. 月60時間超の時間外労働への代替休暇

令和5年4月より、中小企業も月60時間超の法定時間外労働について割増賃金率が25%以上から50%以上へ引き上げられました。

今回は引き上げ分の割増賃金を支払う代わりに有給の休暇を与える代替休暇制度について解説いたします。

### Point1 制度の概要

代替休暇制度とは、労働者の健康確保を目的とし、法定時間外労働が1ヵ月あたり60時間を超えた場合に、引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて、相当の休暇（代替休暇）を付与する制度です。



出典：厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000972776.pdf>  
「改正 - 労働基準法のポイント」

### Point2 代替休暇の計算方法

代替休暇の計算は、時間数をベースに行い、その後付与単位（1日または半日）に応じて日数に換算します。

代替休暇の時間数の計算方法は次の通りです。

$$(1 \text{ ヵ月の法定時間外労働時間数} - 60 \text{ 時間}) \times \text{換算率} (\%)$$

※換算率

「代替休暇を取得しなかった場合の割増賃金率 - 代替休暇を取得した場合の割増賃金率」  
法律上の最低基準の割増賃金率で計算すると、換算率は25% (50% - 25%) となります。

仮に、1ヵ月の法定時間外労働の合計が76時間で、割増賃金率が60時間まで25%、60時間超50%の場合では、代替休暇の時間数は4時間となります。

$$16 \text{ 時間} (76 \text{ 時間} - 60 \text{ 時間}) \times 25\% (50\% - 25\%) = 4 \text{ 時間}$$

この4時間を半日分として代替休暇を取得すると、60時間を超える法定時間外労働16時間に対する割増賃金率は25%となります。

### Point3 実務上の留意点

制度導入にあたり、代替休暇の時間数の具体的な算定方法、代替休暇の単位などを定めた労使協定の締結が必要となります。また、代替休暇の取得は労働者判断であり、会社が取得を強制することはできません。

## Part 3. 海外出張をめぐる税務

社会がウイズコロナの時代になりつつあり、海外出張も活発になってきました。海外赴任に比べると、海外出張に関わる税務に注意が払われることは少ないですが、現地当局から多額の追徴課税をされた企業からのご相談を受けたことがありますので、ここで簡単にまとめてみます。

### 1. 支度金の課税

海外赴任時には、規模の大小を問わず殆どの会社が支度金を支払いますが、海外出張時でも、その機会の多くない中小企業では支度金を支払うことがよくあります。国税庁は、「海外渡航が業務の遂行上必要であり、かつ渡航に通常必要と認められる部分の金額に限り」旅費として法人税上の損金性を認め、ひいては社員が給与課税されないとしています。（法人税法基本通達 9-7-6～7等）初めて海外出張する場合の、スーツケースや変圧器の実費程度であれば問題ありませんが、支払う金額や頻度については、指摘される可能性を考えておきましょう。

### 2. 現地での所得課税

基本的に、数日から数週間程度の単発の出張で、給与等が日本の会社からだけ支払われている場合は、現地での所得課税について心配する必要はありません。しかし、特に中小企業では、海外出張する社員が一部に偏り、出張期間が長くなったり、頻繁だったりすることから、課税リスクが発生することがあります。

日本から租税条約を締結している国（令和5年3月現在81ヶ国）に出張するときは、「短期滞在者免税」と言って、現地での滞在期間が原則183日以内であり（滞在日基準）、出張先の現地法人等が給与等を負担しておらず（PE負担基準）、日本の会社が給与等を全額負担している場合（支払地基準）、3つの要件を満たしており、現地での個人所得課税は発生しません。

逆に言えば、現地での滞在日数が183日を超えたり、出張者の給与等の一部でも現地法人等が負担していれば、免税の要件を満たさず、現地で個人所得税を申告納税する義務が生じます。また、183日と言いますが、租税条約により、入出国日を滞在日数に含む国と含まない国、一課税年度で183日以内とする国（中国・韓国等）と継続する12ヶ月のうち183日以内とする国（米国等）がありますので、国による違いに注意しましょう。

弊社にご相談があった例として、ある大手企業がチームごと米国に長期出張させたところ、短期滞在者免税の要件を満たさないと、米IRSから日本円換算で千万円単位の追徴課税をされたことがありました。

### 3. PE課税

出張者が現地で建設工事の監督等を行い、当該業務により日本の会社が利益を得ている場合、現地課税当局が「日本の会社が現地に恒久的施設（PE）を保有している」とみなし、日本の会社が得た利益に対して法人税を課す可能性があります。どのような施設や活動がPEに該当するかは国によって異なり、日本と出張国との租税条約を確認する必要があります。中国とインドは、PE課税において特に注意すべき国と言われています。

上記の他にも、出張者の費用負担についての寄附金課税のリスクなど、海外出張でも税務上の問題がでることはあります。

ご不明な点は、専門家にご相談いただきたいと思います。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

## 編集後記《皐月》 「目標達成シート」

新年度が始まり早くも1ヵ月が経ちました。コロナ禍の終息を所々に感じ、より爽やかな一年の始まりとなっているように思います。

3月に行われたWBC関連の話題は今も続いており、MVPに輝いた大谷翔平選手が高校時代に作成した『目標達成シート』が再び注目されています。9×9の81マスのシートの中心に一番大きな目標（夢）を書き、その目標を達成するために必要な要素、具体的な目標をその周りに埋めていくというものです。目標達成に必要な行動や道のりを、頭で何となく思い浮かべるだけでなく、書き出し、可視化することで

より自覚することができるようです。当時作成された大谷選手のシートを拝見し、一番大きな目標「ドラフト1位8球団」に対し、8つの必要な要素として「スピード160km/h」や「コントロール」「変化球」など野球の技術やスポーツに関するものの他に「人間性」と書かれたことに私は特に感銘を受けました。プロスポーツ選手だけでなく一般的な職業でも、良い評価をされる人は「仕事ができる」だけでなく「人間性」も素晴らしいと感じます。私も一度、81マスを埋めてみたいと思います。（麻）



バックナンバーはこちらから!

<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

